

上里町議会基本条例検証結果

(令和4年4月)

章	条	条文見出し	実証状況	評価	検証・評価・課題
第2章 議会及び議員の活動原則と政治倫理	第2条	(議会の活動原則)	議員の活動原則である意思決定機関としては機能してきている。 議会運営委員会においては、議会改革の議論も行ってきた。	2	施行後、半年間ではあるが申し合わせ事項についての検討が行われたことは前進であり、継続していく必要がある。 原則公開のための発信は、ホームページで行ってきた。 執行機関に対する監視・けん制・評価については今以上に必要である。
	第3条	(委員会及び委員長の活動原則)	調査活動や政策提言、政策立案に関しては概ね低調である。 請願・陳情の提出がなく、コロナ禍もあって委員会独自の活動が行われなかった。	3	請願・陳情がなく、参考人制度及び公聴会は開かれなかった。 常任委員会を開催し、テーマを決めた専門分野の研修に取り組むことにより、政策立案に結び付けたい。
	第4条	(議長及び議員の活動原則)	議長は公平な運営を行っている。 議員間の討論の機会は少ない。 民意の把握はコロナ禍で狭められた。 一部で町民全体の代表者であることの自覚に欠ける発言がみられた。	3	コロナ禍の活動に制限があった。
	第5条	(議員の政治倫理)	政治倫理条例第5条(町の工事等に関する遵守事項)について見直しを行った。	3	政治倫理条例を進化させて想定外の事案についても対応できるようにする必要がある。 倫理条例の受け止め方についての議論が必要。
第3章 町民と議会との関係	第6条	(町民参加及び町民との連携)	会議日程についての事前周知や定例以外の会議日程は決まった時点でホームページに掲載できた。 広報公聴常任委員会を発足させたが町民と意見を交わす計画ができなかった。	2	各種会議における傍聴に関する規定を整備できたことは前進である。今後はデジタルデバイス問題も考慮した会議日程の広報を検討する必要もあるか。 議会広報関連については、議会広報公聴常任委員会における意識改革が必要である。 自己評価については、本検証をもとに今後、発展させる。 各常任委員長は、全員協議会の場において各委員会の中間報告をするなどが必要ではないか。
	第7条	(議会広報の充実)	議会だより作成については、議会だより編集委員会から、広報公聴常任委員会に変更した。	3	議会広報については議会だよりや各議員の議会報告等で町民に公表されているが、内容については議員の賛否を乗せるなど改善したところもあるが、さらに改善の余地がある。
	第8条	(議会傍聴の充実)	一般質問以外の傍聴はほとんどなく、傍聴者も顔ぶれも変わらない状況である。	3	傍聴者に対する資料の提供方法を検討する必要あり。
	第9条	(議会の自己評価)	議会基本条例施行が9月であり評価が難しい。	2	自己評価については、本検証をもとに今後、発展させる。

章	条	条文見出し	実証状況	評価	検証・評価・課題
第4章 議会と町長等との関係	第10条	(議会と町長等の関係)	質疑応答については不完全ではあるが、一問一答方式で実施できた。しかし、政策論戦は少ない。また、長等の反問権についても同様である。 町の諮問機関、審議会等の就任は条例のとおり移行中。	3	一問一答方式について細部を詰める必要がある。反問権についても同様である。 議会として資料請求をしていく必要がある。また、質疑において「後で報告します」と答弁したものは、全議員に報告を求める。 各分野の計画策定や見直しについては、審議会の最終報告を受けられることが多い。
	第11条	(政策形成過程等)	政策形成過程における背景や経緯についての説明が不十分であった。 説明不足な提案が多く十分な議論が出来なかった。	2	政策形成過程をもう少し透明化させないと重要課題の論点についての議論が希薄化され、十分に審議が出来ないので、執行者側の情報説明不足がある場合は十分な説明を求めること。 議案が提案され、審議が開始された後に議員間相互議論の場を設ける必要があるのではないかと。
	第12条	(評価の実施)	決算審査方法を特別委員会審査に変えた。 審査の間に議員間討議の場を設けた。	3	自由に意見を言える場所は保証されるべきだが、様々な意見の違いの中から、合意点を探る話し合いが出来る様な運営のスキルが求められる。 決算審査は、昨年の全員参加の経験を活かし、特別委員会を設置して実施できたことは前進である。
	第13条	(議決事項の拡大)	議決事項の拡大について議会基本条例制定後も、その都度議論を行ってきた。	4	議決案件について議論し議決案件の範囲を決定した。引き続き議決案件の拡大が必要かどうか見ていく必要がある。
第5章 議員相互の討議	第14条	(自由討議による合意形成)	決算審査において自由討議が実施された。	2	決算審査において議員間の討議の場を設けたことは前進だが、討議は不十分である。
	第15条	(議員政策討論会の開催)	政策討論会は未実施である。出来なかった。	2	今後は当初予算の審議や重要案件の審査でも自由討議が実施できるような工夫が必要である。 町の大きな課題について討議する場を作ることも必要である。

章	条	条文見出し	実証状況	評価	検証・評価・課題
第6章 適正な議会機能	第16条	(適正な議会費の確立)	議会予算の確保、議長交際費の公開は概ね良好である。議長交際費50万円は、コロナ禍で殆ど使われていない。議員の政府活動費(72,000円/年)の公表はしている。	4	基本条例制定以前から政務活動費は、領収書を添付し報告後に支給を受けるなど、達成できている部分に関しては継続実施していく。
	第17条	(議長、副議長志願者の所信表明)	基本条例制定後、議長等の選挙がなかった。	—	他の自治体議会の状況等を参考にして、マニュアル的なものの検討が必要である。
	第18条	(附属機関の設置)	附属機関の設置及び調査機関の設置並びに災害時の対応については該当事項なし。		
	第19条	(調査機関の設置)			
	第20条	(議会事務局の体制整備)	議会事務局体制(3名)及び図書室の充実についてはほぼ前年踏襲(図書購入費は、1万円/年)であった。	5	議会事務局については監査委員会事務局との併任解消に向かうか、1名の増員を求めることにより、体制の強化が必要である。
	第21条	(議会図書室の充実)		3	議会図書室については内容の充実と併せて、議員の積極的な利活用を。
	第22条	(議会改革及び活性化の推進)	議会改革及び活性化の推進については、コロナ禍でもできる事があったと思われるが、結果的には不十分だった。	—	議会改革及び活性化については、新しい議員が加わるタイミングがチャンスである。委員会ごとの専門分野の学習など、現地視察以外の方法も模索する必要がある。
第23条	(災害時の対応)	大きな災害は起こらなかった。	—	今年度は大きな災害は無かったが、常に機能的な活動ができるようにしておく必要あり。	
第7章 会議の運営	第24条	(議会運営の原則)	民主的な議会運営は達成。効率的という部分は未達未達。	4	民主的な議会運営は出来ていた。効率性(発言内容等)については、個々の議員の問題でもあるが、申し合わせ事項等で詳細を詰める必要がある。
第8章 議員定数・報酬等	第25条	(議員定数)	変更なし。 報酬月額は、議長31万1千円、副議長25万3千円、22万2千円	—	常任委員会が2から3に増え、議会運営委員会もあるため、各自2つの委員会に所属するため、定数については活動内容を考慮していく必要がある。
	第26条	(報酬等)		—	改選後、早い段階での問題提起が必要。

章	条	条文見出し	実証状況	評価	検証・評価・課題
第9章 最高規範性及び見直し手続	第27条	(最高規範性)	まだ理解不足の感あり。	3	改選後、早い段階で全議員で基本条例の学習会を実施することが必要。
	第28条	(検証及び見直し手続)	・施行後、1年経っていないため、本格的な検証および見直し手続に入っていないが、3月議会で倫理条例の一部を改正。 議員全員協議会・委員会傍聴規則を定める。	3	基本条例が施行され半年であるが、議会運営委員会はその都度議論を行い、条例の一部改正ができた。